

# 奄美大島地域森林計画変更計画書

(奄美大島森林計画区)



令和元年12月二次変更

鹿 児 島 県

# 奄美大島地域森林計画

計 画 期 間

自 平成 2 9 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 3 1 日

平成 2 8 年 1 2 月 樹 立

平成 2 9 年 1 2 月 一 次 変 更

令和 元 年 1 2 月 二 次 変 更

# 目 次

変更の理由	.....	1
Ⅱ 計画事項		
第1 計画の対象とする森林の区域	.....	2
第6 計画量等		
4 林道の開設及び拡張に関する計画	.....	3
第7 その他必要事項		
1 保安林その他制限林の施業方法	.....	7

## **【変更の理由】**

森林法第5条第1項に基づき策定した地域森林計画の一部を，同法第5条第5項に基づき次のとおり変更する。

なお，変更した地域森林計画は，変更計画の決定後ただちに効力を生ずるものとする。

### **変更の理由及び内容**

- 1 林道の事業計画の変更により，拡張路線を見直した。
- 2 大規模な民有林の国有地化に伴い，計画の対象とする森林区域を変更した。

## Ⅱ 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

表Ⅱ－1 市町村別の地域森林計画対象森林面積

単位：ha

市町村名		面積	備考
総数		72,389	
奄 美 大 島 地 区	奄美市	21,756	
	大和村	7,924	
	宇検村	8,520	
	瀬戸内町	18,846	
	龍郷町	6,676	
	喜界町	889	
	徳之島町	4,015	
	天城町	1,702	
	伊仙町	1,059	
	和泊町	300	
	知名町	619	
	与論町	84	

- 注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。(森林法第5条で定義された森林)
- 2 本計画の対象とする森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となる。  
ただし、上記開発行為の許可については、保安林及び保安施設地区の区域内並びに海岸保全区域内の森林、伐採及び伐採後の造林の届出については、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。
- 3 森林計画図の縦覧場所は、鹿児島県環境林務部森林経営課及び大島支庁農林水産部林務水産課並びに関係市役所、関係町村役場とする。
- 4 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

## 第6 計画量等

### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

林道の開設等については、傾斜等自然条件、伐採や造林等の事業量を踏まえ、地域の特性に応じて、環境への負荷の低減に配慮しつつ、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、次のとおり計画する。

表Ⅱ-14

単位：m

区 分	開 設	拡 張	
		改 良	舗 装
総 数	68,400	41,043	72,631
前 期	8,300	9,136	33,493

なお、具体的な計画内容については、表Ⅱ-15に示す。

表Ⅱ-15 林道の開設・拡張計画

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種 類	位 置 (市町村)	路線名	区 分	延長及び箇所数		利用区域 面 積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考	
					延 長	箇所数					
開設	自動車道	奄 美 市	10		27,634	—					
			旧名瀬市	根瀬部		1,200	—	99		207101	
			〃	有良		5,683	—	206		207102	
			〃	大熊		1,810	—	109		207103	
			〃	大儀野		2,900	—	83		207104	
			細計	4		11,593	—				
			旧住用村	興福地		4,860	—	633		526701	
			〃	山間支		1,827	—	65		526702	
			〃	滝行		500	—	178		526703	
			〃	赤房	指定林道	1,350	—	159		526704	
			細計	4		8,537	—				
		旧笠利町	土浜・手花部		3,714	—	177		528301		
		〃	川上・用		3,790	—	108		528302		
		細計	2		7,504	—					
		大和村	福元		500	—	321		523201		
		〃	大和浜		2,800	—	76		523202		
		小計	2		3,300	—					
		宇検村	芦検		1,597	—	307		524101		
		〃	湯湾第一支		2,526	—	243		524102		
		〃	湯湾第三支		1,906	—	129		524103		
		〃	佐念	指定林道	7,100	—	293	○	524105		
		〃	佐念支	林業専用道	1,200	—	30	○	524106		
		小計	5		14,329	—					
		瀬戸内町	篠川		1,250	—	106		525901		
		〃	油井岳		2,471	—	105		525903		
		〃	古志		3,750	—	99		525904		
		〃	第2油井岳		3,295	—	116		525906		
		〃	勝浦東		5,693	—	207		525907		
		小計	5		16,459	—					
		龍郷町	円		4,900	—	201		527501		
		小計	1		4,900	—					
		徳之島町	池間		500	—	34		530501		
		小計	1		500	—					
伊仙町	上検福		500	—	125		532101				
小計	1		500	—							
天城町	上名道		778	—	27		531301				
小計	1		778	—							
合計	26		68,400	—							
拡張	自動車道 (改良)	奄 美 市	13		9,907	13					
			旧名瀬市	朝戸		300	1	169			
			〃	根瀬部		710	1	99			
			〃	大名		200	1	1,195			
			〃	有良		10	1	206	○		
			〃	安念勝		10	1	380			
			〃	知名瀬		6	1	103	○		追加
			細計	6		1,236	6				

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種 類	位 置 (市町村)	路線名	区 分	延長及び箇所数		利用区域 面 積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
					延 長	箇所数				
		旧 住 用 村	神 屋		30	1	516			
		〃	山 間 支		827	1	65			
		〃	滝 行		2,200	1	178			
		〃	住用中央東		1,000	1	684			
		〃	嘉徳青久		200	1	3			
		細 計	5		4,257	5				
		旧 笠 利 町	土浜・手花部		3,714	1	177			
		〃	喜 瀬 浦		700	1	37			
		細 計	2		4,414	2				
		大 和 村	大 和 浜		500	1	76			
		小 計	1		500	1				
		宇 検 村	湯 湾		20	1	253			
		〃	芦 検		10	1	307			
		〃	宇検中央2号	指定林道	1,000	1	(20) 1,055			
		〃	大 都		4,430	1	310			
		〃	田 検 福 元	指定林道	6,184	1	407			
		〃	湯湾第一支		6	1	243	○		追加
		〃	新 小 勝		72	3	293	○		追加
		小 計	7		11,722	9				
		瀬 戸 内 町	篠 川		20	1	106			
		〃	阿 木 名	指定林道	420	1	312			
		〃	油 井 岳		1,103	1	105			
		〃	宇検中央1号	指定林道	1,000	1	(50) 671			
		〃	嘉徳青久	指定林道	700	16	(108) 1,091	○		
		〃	宇検中央2号	指定林道	7,762	1	554	○		
		〃	第2油井岳		1,529	1	116			
		〃	瀬戸内中央	指定林道	2,000	1	(398) 1,372			
		〃	勝 浦 東		500	1	207			
		〃	節 子	指定林道	500	1	533			
		〃	西阿室嘉入	指定林道	500	1	(17) 232	○		
		〃	花 富	指定林道	1,000	1	278			
		〃	古 志		1,000	1	99			
		小 計	13		18,034	28				
		龍 郷 町	中 勝		32	4	207	○		修正
		〃	円		20	2	159	○		追加
		小 計	2		52	6				
		徳 之 島 町	山クビリ	指定林道	500	1	1,309			
		〃	山クビリ支		300	1	(14) 56			
		〃	手 々		12	1	69	○		
		〃	轟 木 支 線		8	1	33	○		追加
		小 計	4		820	4				
		天 城 町	当 部		8	1	101	○		追加
		小 計	1		8	1				
		合 計	41		41,043	62				



(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種 類	位 置 (市町村)	路線名	区 分	延長及び箇所数		利用区域 面 積	前期5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
					延 長	箇所数				
拡張	自動車道 (舗装)	奄 美 市	8		20,152	—				
		旧 名 瀬 市	根 瀬 部		1,410	—	99			
		〃	大 儀 野		2,900	—	83			
		細 計	2		4,310	—				
		旧 住 用 村	赤 房	指定林道	2,809	—	159			
		〃	城		3,360	—	223	○		
		〃	丸 畑		3,840	—	218	○		
		細 計	3		10,009	—				
		旧 笠 利 町	川 上 ・ 用		3,790	—	108			
		〃	笠 利 中 央		907	—	91			
		〃	佐 仁		1,136	—	77			
		細 計	3		5,833	—				
		大 和 村	福 元		11,016	—	321			
		〃	大 和 浜		1,250	—	76			
		小 計	2		12,266	—				
		宇 検 村	赤 房	指定林道	3,622	—	369			
		〃	田 検 福 元	指定林道	6,184	—	400	○		
		小 計	2		9,806	—				
		瀬 戸 内 町	油 井 岳		2,471	—	105	○		
		〃	古 志		3,750	—	99	○		
		〃	阿 木 名 地 頭		3,985	—	244			
		〃	第 2 油 井 岳		3,295	—	116	○		
		〃	勝 浦 東		5,693	—	207	○		
		小 計	5		19,194	—				
		龍 郷 町	円		4,900	—	201	○		
		〃	中 勝		2,038	—	207			
		小 計	2		6,938	—				
		喜 界 町	滝 川		425	—	60			
		小 計	1		425	—				
		徳 之 島 町	花 徳		2,572	—	178			
		〃	母 間		500	—	55			
		小 計	2		3,072	—				
		天 城 町	上 名 道		778	—	27			
		小 計	1		778	—				
		合 計	23		72,631	—				

第7 その他必要な事項  
1 保安林その他制限林の施業方法  
表II-21

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 ( 林 班 )		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
国立公園特別保護地区	計		2,558.05	自然公園法第21条第3項の行為は原則として禁止する。		ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの、又は測量のために行われるものである場合は、左記の伐採方法の限りでない。	
	奄美市		1,874.87				
	名瀬市	81	197.64				
	住用村	14, 16, 19, 24, 25, 27, 31, 33, 37, 38, 46, 54~57, 60~64, 66	1,677.23				
	大和村	10~12, 46	377.36				
	宇検村	43, 44, 48	6.02				
	瀬戸内町	60~62	230.73				
	徳之島町	42~44	69.07				
国立公園第1種特別地域	計		5,159.19	1 原則として禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う林齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 伐採率は、現在の蓄積の10%以内とする。			
	奄美市		1,590.21				
	名瀬市	79, 80, 85, 87, 89, 96, 131	338.96				
	住用村	4, 6, 7, 9, 10, 12, 13, 15, 29, 32, 33, 40~43, 57, 59, 66~69	1,251.25				
	大和村	40, 41, 47~49, 51, 56, 59	953.80				
	宇検村	42~64	1,803.46				
	瀬戸内町	27~29, 62, 63, 66, 86	505.07				
	龍郷町	19, 20, 25	37.22				
	喜界町	1, 2, 4, 9~11	157.63				
	徳之島町	4, 6, 53	22.98				
	天城町	1, 4~6, 22	54.53				
	伊仙町	1, 2, 14	22.38				
	和泊町	1	10.31				
	知名町	11	0.11				
与論町	2, 3	1.49					

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 ( 林 班 )		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
国立公園第2種特別地域	計		21,428.13	<p>1 標準伐期齢に見合う林齢に達した林分は主伐することができる。  (1) 主伐は択伐によるものとする。  ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐によることができる。  (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐によるものとする。  (3) 択伐率は用材木においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。  (4) 皆伐による場合の1伐区の面積が2ha以内とする。  ただし、伐区内の樹冠の水平投影面積が10分の3以上で保存木を残す場合又は車道、歩道集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。  (5) 区分皆伐による場合の伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することができない。この場合においてもつとめて分散させる。</p>		ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの、又は測量のために行われるものである場合は、左記の伐採方法の限りでない。	
	奄美市		5,889.75				
	名瀬市	1, 2, 4, 5, 13, 19, 47, 48, 80, 82~84, 86, 88~91, 93~101, 103, 107, 109, 112, 113, 131	2,043.85				
	住用村	2, 4~17, 19~24, 26~28, 30~36, 39~45, 49~53, 57, 58, 62, 65~67, 69, 70	3,639.80				
	笠利町	8, 9, 20, 21, 25, 28, 29, 34, 35, 44, 45	206.10				
	大和村	1~3, 5, 6, 8~16, 18, 19, 21, 22, 28, 29, 31, 34~36, 40~46	3,444.72				
	宇検村	23, 25, 30~34, 36~40, 65~67, 72, 73, 106~111	1,599.61				
	瀬戸内町	5, 6, 8, 9, 14, 22, 23, 26, 30~33, 35~37, 39~48, 50~55, 59~63, 66, 67, 69~77, 79, 80, 83~87, 90~95, 97, 98, 100, 111~113, 125~128, 131, 133, 136~138, 150, 151, 155, 157~161, 164, 174~178	6,060.74				
	龍郷町	1~11, 14~16, 19~33, 62, 63	2,320.29				
	徳之島町	4, 6, 12, 13, 18~24, 26~29, 33~37, 39, 42~45	1,354.46				
	天城町	2~7, 16, 17, 28, 30~33, 36~38	538.00				
	伊仙町	7, 8, 13, 14, 18, 19	44.59				
知名町	3, 6, 7, 11	175.97					
国立公園第3種特別地域	計		533.42	<p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。</p>			
	奄美市		270.82				
	名瀬市	65~69, 75, 76	270.82				
	大和村	39	39.68				
	喜界町	3, 4, 10, 11	32.00				
	徳之島町	39, 40, 49, 50	36.80				
	天城町	22, 23	26.45				
	伊仙町	5	2.19				
	知名町	7, 8	96.38				
与論町	2, 3	29.10					
国立公園普通地域	計		499.24	<p>風景の保護ならびに公園の利用を考慮して施業を行うものとする。</p>			
	奄美市		150.01				
	名瀬市	75, 76	83.93				
	住用村	16, 19, 20, 31, 33, 40~45	66.08				
	瀬戸内町	35, 36, 76, 84, 85, 91, 95, 97, 151, 158, 164	86.98				
	龍郷町	1, 2, 8~11, 22	8.38				
	喜界町	1, 2, 6~9	196.07				
	伊仙町	1, 2, 5, 11, 14	57.80				

(注) 1 面積は兼種保安林を含む面積である。  
2 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

2 その他必要な事項  
特になし